

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第404会計隊湯布院派遣隊長 長谷川 昭祐

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：使用済車両売払い
- (2) 規 格 等：別紙内訳書のとおり
- (3) 引 渡 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地
- (4) 引取（引渡）期限：代金納付の日から5日以内（令和8年12月18日（金）までに搬出）
- (5) 代金納付期限：令和8年12月18日（金）

2 入札参加資格

- (1) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」格付「C」以上の競争参加資格を有し、「九州・沖縄地域」に競争参加資格を有する者。なお、自動車リサイクル法に基づく引取業者であり、各都道府県登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）（以下「自動車リサイクル法」という。）第42号第1項に規定する「引取業者の資格」、同法第53条第1項に規定する「フロン類回収業者の資格」、同法第60条第1項に規定する「解体業者の資格」及び同法第67条第1項に規定する「破砕業者の資格」の4資格を有し、かつ自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体（以下「受託共同事業体」という。）に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者（以下「全部再資源化事業者」という。）であって、自らが受託共同事業体であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた者。また、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者。なお、一連の書類の提出期限は令和8年10月13日（火）12時00分までとする。あわせて資格審査結果通知書（写し）についても提出すること。
- (8) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者（以下「未提出者」という。）がないかを確認した上で承認する。
- (9) 官側は、受託共同事業体を構成する事業者に未提出者がいる場合は入札参加を承認しない。ただし、入札参加者が期限までに受託共同事業体を構成する事業者の一覧を再提出し、その中に未提出がないことを確認した場合は、契約担当官等は入札参加を承認する。
- (10) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得（駐屯地用）別紙様式第16-1「再委託承認申請（届出）書」（以下「再委託承認申請書」という。）を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。なお、再委託に関する書類の提出期限は、(7)の書類と同じく令和8年10月13日（火）12時00分までとする。再委託承認申請書には中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、官側は再委託承認申請の承認にあたって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。再委託に対する電話等による確認は、令和8年10月13日（火）17時00分までに実施する。
- (11) 5項の契約条項及び入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。
- (12) 入札参加を希望する者は、入札期日の前日までに資格審査結果通知書（写）を提出すること。（FAX可）
- (13) 代表者以外が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年10月15日（木）10時00分
- (2) 場 所：陸上自衛隊湯布院駐屯地 厚生センター2F 図書室

4 入札説明会及び現場確認

入札説明会は実施しない。ただし現場確認を希望する場合は、令和8年9月14日(月)～令和8年10月9日(金)の間(土・日・祝日を除く8時30分から17時00分)で実施することとし、個別に対応する。

5 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地第404会計隊湯布院派遣隊契約班、西部方面会計隊公式ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

6 落札決定方法

- (1) 総額決定(税抜き)
- (2) 総額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金：免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

9 契約保証金：免 除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 電信、電話及びFAXによる入札
- (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印が明瞭でない場合若しくは識別しがたい場合
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) 過去の売払い契約において、解体証明書又は破碎証明書が履行期限を超えて未提出のもの。
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札。

11 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約書」の様式により作成提出すること。契約書には「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するものとする。
- (2) 適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「売払い物品の解体に関する特約条項」
(第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。)

12 違約金等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるにいたらなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10%に相当する金額を違約金として徴収する。

13 公告掲示場所

陸上自衛隊湯布院駐屯地、西部方面会計隊公式ホームページ
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)

14 その他

- (1) 郵便による入札の場合は、令和8年10月14日(水)17時00分必着とし、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。(確実な送付等が確認できるよう書留による郵便が望ましい)
- (2) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (3) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (4) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。

- (5) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (6) 売払物品の使用等の際に必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (7) 市場価格調査書を令和8年10月13日（火）12時00分までに送付すること（FAX可）
その際、市価調査回答書NO.1～NO.4も送付すること。
- (8) その他疑義事項は下記問い合わせ先に確認すること。

15 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約に関する事項

〒879-5102 大分県由布市湯布院町川上941番地

陸上自衛隊湯布院駐屯地 第404会計隊湯布院派遣隊 担当：梅原（内線348）

TEL 0977-84-2111

FAX 0977-84-2117（直通）

Mail: c01d8228@inet.gsdf.mod.go.jp（メール送信後、電話連絡推奨）

- (2) 仕様書及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊湯布院駐屯地 湯布院駐屯地業務隊補給科補給班 担当：甲斐（内線308）

内 訳 書

No.	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	鉄 屑	鋳物	kg	3,883.10		
2	鉄 屑	H 2	kg	4,394.10		
3	鉄 屑	H 3	kg	5,786.10		
4	鉄 屑	H 4	kg	2,692.30		
5	銅 屑	上	kg	3.70		
6	銅 屑	並	kg	22.40		
7	銅 屑	下	kg	25.20		
8	真鍮屑	—	kg	25.50		
9	アルミ屑	—	kg	427.70		
10	鉛屑	—	kg	177.60		
11	ガラス	—	kg	243.00		
12	ゴム	—	kg	1,030.40		
13	未価値品	—	kg	1,718.90		
		以下余白				
	小 計			20,430.00		

調達要求番号： 7

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済自動車（装輪車両）の売払い		GV-Z001014	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和8年3月5日
		変 更	
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

ASR（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破砕業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

に基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業者をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格をもち、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、表1に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、d)～f)の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。

なお、売払い自動車の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業員などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、2.1に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、2.1に示す処理を実施する。
- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの完了後、表1に示す引渡証明書の写しを提出する。

- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡し内容及びスクラップの量を表1に示す解体自動車全部利用者に引渡しした荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。
7	作業前、作業中、作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか、自動車引受け時、重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また、作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において、この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報				自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し				解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 ^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。					

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日

株式会社

代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体受け車種、車台番号及び両数
- 4 解体作業内容
- 5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3－作業前、作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	発簡番号	売払要求番号 第 7号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和8年 8月27日
	作成部課	湯布院駐屯地業務隊補給科
	作成年月日	令和8年8月25日
品 名	使用済車両売払い	
仕 様 書 番 号	GV-Z001014	

指定事項

1 総則

湯布院駐屯地における使用済車両売払いにおける要領について指定する。

1.1 売払い予定車両

番号	品目	型式	単位	数量	備考
1	1/2 tトラック	三菱V16BBRSFA	台	3	
2	1 1/2 tトラック	トヨタBXD30・トヨタXCD30	台	2	
3	3 1/2 tトラック	いすゞSKW476	台	1	

1.2 現地（物）確認

車両解体作業に関する、現地（物）確認は、広告掲載期間の平日0830から1700までの間とし、契約相手方が現地（物）確認をしようとする7日前までに契約担当官に対し、通知する。この通知により協議し、その期日を決定するものとする。

1.3 代金の引渡し

解体作業等の5日以内に納付する。納付以降、各作業を開始する。

（令和8年度における納付については、令和9年3月31日をこえてはならない。）

2 売払いに関する要求

2.1 売払い予定車両

仕様書（GV-Z001014）に定めるとおりとする。

2.1.1 提出書類

仕様書（GV-Z001014）の4.1に示す書類及び使用済自動車引取証明書を提出する。
提出先は、契約担当官とし、写しを湯布院駐屯地業務隊補給班に提出する。

2.1.2 関連企業確認

契約相手方について、関連企業と同作業をする場合については、関連企業を含む名簿提出とする。

2.2 引渡し

車両解体作業における引渡しは、契約締結後に、その時期・場所を決定する。

2.2.1 解体作業場所

車両解体作業を行う場所については、契約相手方の整備工場を基本とする。

2.2.2 作業確認

官側の現地での作業確認は実施しないことを基本とし、上級部隊等による指示があった場合とする。この際、各車両毎の作業状況を仕様書（GV-Z001014）の4.1に示す通り記録する。

2.2.3 ごみ

解体作業で発生したごみについては、契約相手方の処分によるものとする。

3 品質保証

仕様書（GV-Z001014）を基本とし、当該仕様書に合致しない場合は、是正作業により要求を満たす。

4 その他の指示

4.1 提出書類

仕様書（GV-Z001014）の4.1に示すとおりとし、遅滞なく届け出るものとする。遅滞した場合については、契約相手方の補償のもと当該書類の引継ぎ行為を行う。

4.2 官側の確認

1.2における確認時、作業場所等について、作業開始から鉄くず回収までの作業工程の概要を通知する。この際、通知した解体作業できる車両数及び作業時間については変更してはならない。

4.3 安全管理

契約相手方において、安全責任者を指名し、官側の安全責任者の安全に対する要求を理解・遵守し、作業に臨むものとする。安全に対する要求に従わなかった場合は、契約不履行とみなす。

4.4 確認及び細部調整先

- a) 契約（書類関連）に関する調整
湯布院会計隊
- b) 解体作業（実務）に関する調整
湯布院駐屯地業務隊補給科

車両売払 型式・車台番号一覧表

連番	車 番	車台番号	名 称	型 式	リサイクル券番号	備 考
1	01-9469	V16-7000356	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBSFA	1104-0042-1687	水機特大
2	03-5286	V16-7200441	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBSFA	1104-0042-1904	水機特大
3	03-5322	V16-7200477	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBSFA	1104-0042-1911	水機特大
4	07-6351	BXD30-0002228	1 1/2tトラック	トヨタBXD30	0404-0058-8537	水機特大
5	07-6488	XCD30-0001118	1 1/2tトラック	トヨタXCD30	0404-0058-8599	水機特大
6	34-0412	SKW476-7000646	3 1/2tトラック	いすゞSKW476	0104-0020-8003	水機特大